

法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇

漁業権者：〇〇漁業協同組合

年 月 日：〇年〇月〇日

部署及び担当者氏名：

チェック項目	合理的理由の有無 (注4)	該当する場合に 「√」	判断の根拠 (注5)
1 資源管理の状況等の報告			
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている			
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等の報告事項のうち必要な事項について報告を行っている(注1)			
2 適切な判断基準			
(1) 漁業関係法令を遵守している			
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している			
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である			
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる			
(5) 資源管理を適切に実施している			
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)			
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない			
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない			
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない			
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない			
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている			
(12) その他			
3 有効の判断基準			
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)			
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)			
(3) 漁場の全てを利用している(注4)			
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている			
(5) その他			
4 評価	問題なし/問題あり		
評価理由		

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。
 ※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
 (注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。
 (注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
 (注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
 (注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
 (注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。